

保護者の皆様へ

大山崎町役場福祉課

保育所等の登園自粛依頼期間の延長について

平素は、町保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、1月27日に京都府が「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定され、可能な範囲でのご家庭での保育をお願いしていましたが、この間依然として、町内の保育所施設内での陽性者の判明とともに、クラス閉鎖等の対応が続いており、また、2月18日に国から京都府の「まん延防止等重点措置」の期間を3月6日まで延長することが示されました。こうした状況の中、保護者の方におかれましては、保育施設内の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き以下の内容に基づき、可能な範囲でのご家庭での保育をお願いいたします。

ご不便をおかけしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 可能な範囲でのご家庭での保育のお願い

感染者及び濃厚接触者の急増により、保育士等の自宅待機などが必要なケースも急増しており、一部では保育士の体制確保が厳しい状況も生じています。保育所等では、引き続き、感染拡大防止策の徹底を行いつつ、保育の機能を維持していますが、児童の安全・安心の確保と更なる感染拡大の防止、保育体制確保のために、保護者が仕事を休まれる等でご家庭での保育が可能な方については、**可能な範囲でのご家庭での保育にご協力をお願いしております**。保育所への登園自粛をお願いする期間を、2月19日（土）までとしておりましたが、期間を延長し、**3月6日（日）まで**とします。

2. 保育料等の取扱い

ご家庭での保育にご協力いただいた場合の保育料等は、日割り計算を行います。**日割り計算の対象期間は、1月29日から3月6日まで（期間延長）**とします。なお、1月分の保育料等の引き落としはすでに処理が済んでいるため、払い過ぎになった保育料等については、2月以降の保育料等に充当する予定です。2月分については、2月28日には引き落としはせず、保育料等の金額が決定後、3月分とまとめた引き落としとなりますので、ご了承願います。なお、**ご家庭での保育にご協力いただける日（登園しない日）**をできるだけ事前に保育所等にお知らせいただくようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の影響で休園やクラス閉鎖となる場合（当該保育所等での陽性者の確認等により登園自粛を要請された場合を含む）は、上記期間外でも従来通り日割り計算を行います。

※給食費等については園によって状況が異なるため、各園にご確認ください。

3. その他のお願い

- 登園前にお子様、ご家族の検温をお願いします。お子様・ご家族に体調不良が見られた場合には、お子様はお休みの上、体調不良の方は早めに医療機関を受診してください。また、ご家庭での感染症対策（手洗い、うがい、咳エチケットなど）の徹底をお願いいたします。
- お子様が感染症の濃厚接触者となったときや、お子様・同居のご家族がPCR検査等を受けることとなった場合は速やかに在籍の保育所等にご連絡ください。また、陰性・陽性の結果や医療機関等からの指示内容についてもご連絡ください。